市町村における男女共同参画計画の策定状況（令和８年４月１日現在）

【男女共同参画社会基本法】　第１４条第３項（都道府県男女共同参画計画等）

市町村は，男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して，当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

